

社会福祉法人めぐみの風 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人めぐみの風（以下「法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事並びに監事）及び評議員の報酬等について定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員には、報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。
- (2) 非常勤役員及び評議員には、職務に応じて報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

(報酬の算定方法)

第3条 役員及び評議員の報酬額は、勤務形態に応じて次のとおり定める。

- (1) 常勤役員については、別表1に定める額
- (2) 非常勤役員及び評議員については、別表2に定める額

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員の職務に必要な旅費等の費用弁償については、実費相当額を支給するものとする。

(適用除外)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している理事については、本規程による報酬及び費用弁償は支給しない。

(報酬の支給方法)

第6条 役員に支給される月額報酬については、毎月25日に支給する。なお、その日が休日の場合については、職員給与規程第4条に、具体的な支払方法については、同規程第6条に準じるものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の日額報酬については、職務を執行した都度支給する。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合には、これを控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第7条 月額報酬が支給される役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 前項の役員が退任し、又は解任された場合は、その前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の月額報酬は、日割り計算を行い支給する。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の承認を得て行う。

(補足)

第9条 この規則の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附則

1 この規程は、平成30年8月23日より施行する。

別表1（常勤役員の報酬）

役職名	報酬額
理事長	月額 650,000 円（通勤費を含む）

別表2（非常勤役員及び評議員の報酬）

（1）理事長

役職名	報酬額
理事長	月額 300,000 円（通勤費を含む）

（2）理事

職務	報酬額
理事会等会議への出席	日額 10,000 円
上記以外の職務	日額 10,000 円

（3）監事

職務	報酬額
監事監査	日額 30,000 円（半日 15,000 円）
理事会等会議への出席	日額 10,000 円
上記以外の職務	日額 10,000 円

（4）評議員

職務	報酬額
評議員会への出席	日額 10,000 円
上記以外の職務	日額 10,000 円